石巻市就学援助費臨時加算事業（臨時給付金）のご案内

石巻市では、物価高騰の影響を受ける子育て世帯の負担を軽減するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し臨時的に就学援助費（学用品費）の加算支給（現金給付）を行います。



支給対象者

令和８年１２月１日時点で、石巻市に住所を有し、かつ、石巻市の就学援助の認定を受けている保護者

※支給後に基準日において受給資格を欠いていたことが判明したときは、臨時加算金の全部を返還していただきます。



給 付 額

児童生徒１人あたり　１５，０００円



申請方法

※認定区分により異なります

区分１　≪準要保護認定者の方≫

申請は不要です。

登録済みの就学援助費振込口座へ直接振り込みます。

区分２　≪要保護認定者の方≫

※現在、福祉事務所などから公的支援（教育扶助など）を受けられている方

振込口座届出書及び通帳の写しの提出が必要です。

令和８年１１月２０日（金）までに学校へ提出してください。

※提出期限までに書類をご提出いただけない場合、給付金の振込みが遅れる可能性がありますので、期限内のご提出にご協力ください。



振込時期

令和８年度「第２学期分」の通常の就学援助費の振込日（１２月下旬予定）に合わせて、振り込みます。

問合せ　石巻市教育委員会教育総務課　学事係
0225-95-1111　内線 5017